

**令和4年度大阪府障がい者委託訓練事業に係る  
大阪府公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会運営要綱**

**(目的)**

第1条 大阪府障がい者委託訓練事業業務委託の事業者を公募型プロポーザル方式（総合評価一般競争入札方式）により選定するため、大阪府公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を実施するにあたり、大阪府公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会規則（平成24年規則第144号、以下「規則」という。）に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項を定める。

**(会議)**

- 第2条 委員会は、規則第4条により指名された別表に掲げる委員により実施する。  
2 委員会の議事進行は、規則第4条により指名された議長が行うものとする。  
3 その他委員会の議事進行に関し必要な事項は、議長が定める。

**(事務局)**

第3条 委員会の事務局は、商工労働部雇用推進室人材育成課において行う。

**附 則**

この要綱は、令和3年9月16日から施行し、事業者の選定により廃止する。

**(別表)**

(順不同・敬称略)

所属・職名等	氏 名	備 考
大阪府社会保険労務士会 副会長	澤田 敏仁	議長
大阪府中小企業家同友会 障がい者部委員	福地 守	
学校法人近畿大学 教授	向後 礼子	